

PCSA アクションレポート（法律問題研究部会）

平成 31 年 4 月版

第 187 回法律問題研究部会

開催日時 平成 31 年 4 月 20 日（土） 午後 1 時～午後 4 時

開催場所 PCSA 会議室

出席人数 部員 13 名、賛助部員 3 名、オブザーバー 2 名、合計 18 名

出席者 <リーダー>

荒田 政雄 夢コーポレーション株式会社 監査役

<サブリーダー>

八重樫 浩輝 株式会社合田観光商事 執行役員 業務推進部 部長

<部員>

辻 良樹 株式会社ダイナムジャパンホールディングス 法務グループ グループ長

玄 昌起 株式会社ダイナム 営業推進部 業務担当

生島 靖也 株式会社ダイナム 法務リスク管理部 法務担当

住谷 一真 夢コーポレーション株式会社 運営推進部 部長

吉田 一雄 株式会社TRY & TRUST 監査

清水 文在 株式会社セントラル伸光 常務取締役

小林 浩 株式会社ヒカリシステム 第 1 営業部 ディレクター

武内 好努 アメニティーズグループ（株式会社パンドラ） 営業支援部 兼 監査室 課長

小林 正俊 アメニティーズグループ（株式会社パンドラ） 営業支援部 係長

志方 崇 株式会社チアエンタープライズ 専務執行役員

西里 実 株式会社三永 経営戦略室 室長

<賛助部員>

石黒 勝 三本コーヒー株式会社 管理部 取締役 統括本部長

前川 竹志 株式会社インターコスモス 取締役本部長

志村 未来 株式会社 DMM.com 営業戦略部 サブマネージャー

<賛助会員オブザーバー>

伊藤 真祐 株式会社 DMM.com 第一営業本部 アミューズメント 事業部 渉外統括補佐

田野倉 司 合同会社 DMM.com 営業戦略部 マネージャー

1) 改正健康増進法について

説明：吉田 俊介 様 日本たばこ産業株式会社 たばこ事業本部 渉外企画室 課長代理

内容：① 改正健康増進法の概要について

■遊技施設は第二種施設に該当

・遊技等の出来ない「喫煙専用室」と、遊技等が可能な「加熱式たばこ専用喫煙室」の設置が認められている

■第二種施設は 2020 年 4 月 1 日から全面施行

② 遊技施設における分煙パターンについて

(1) 喫煙専用室の設置

- 喫煙専用室の設置には3つの技術要件を満たす必要がある
 - ・事業者の責めに帰さない理由で技術要件を満たせない場合には、経過措置あり
- 喫煙専用室の中には、20歳未満の者は入ることができない
 - ・お客様、従業員のどちらも対象

(2)-1 加熱式たばこ専用喫煙室の設置

- 喫煙専用室同様に、3つの技術要件を満たす必要がある
- 喫煙専用室同様に、20歳未満の者は入ることができない
- 施設の全部を加熱式たばこ専用喫煙室にすることはできない
- 紙巻たばこは店内で使用することはできない

(2)-2 加熱式たばこ専用喫煙室の設置(フロア分煙)

- 加熱式たばこについてはフロア分煙も容認されている

(3) 喫煙専用室 + 加熱式たばこ専用喫煙室の設置

- (1)、(2)-1 同様に、3つの技術要件を満たす必要がある
 - ・店舗のレイアウトによって、設置する排気設備の数・風量が異なるため留意

(4) 全席禁煙

- 紙巻たばこ、加熱式たばこ両方とも店内では喫煙できない

③ 技術要件を満たせない場合の経過措置について

- 既存の施設において、管理権原者の責めに帰することができない事由により、技術要件を満たすことができない場合には、「たばこの煙を十分に浄化し室外に排気するための必要な措置」を講じた「脱煙機能付き喫煙ブース」の設置が認められている
 - 「たばこの煙を十分に浄化し室外に排気するための必要な措置」の要件は以下の3点
 - a. 総揮発性有機化合物の除去率が95%以上
 - b. 室外に排気される浮遊粉じん濃度が0.015mg/m³以下
 - c. ブースの出入り口における空気の気流が0.2m/秒以上

④ 標識について

- 喫煙専用室、加熱式たばこ専用喫煙室(フロア分煙含む)等の全てにおいて、喫煙可とする場所がある場合には以下の場所に標識を掲示する必要がある
 - ・喫煙が出来る場所の出入り口
 - ・施設の主な出入り口
- 標識の配置や配色については、各施設の業態により適宜加工・修正可
- 標識に記載しなければならないこと
 - ・喫煙が出来る場所の出入り口
 - 当該場所が喫煙をすることが出来る場所である旨
 - 当該場所への20歳未満の者の立ち入りが禁止されている旨
 - ・施設の主な出入り口

⑤ 罰則について

部員からは、「フロア分煙における吹き抜けの扱い」「技術要件を満たせないとは具体的にどういった事か」「屋外の喫煙所の配慮とは？」「循環式の粉じんの条件が厳しいのでは？」等の質問が出された。また、施工に関する費用やスケジュールの注意点、店舗への導入程度、屋外排気の基準等の情報が共有された。

2) 依存問題対策プロジェクトチーム 報告

辻 依存リーダーより下記の報告がされた。平成 31 年 4 月 19 日の閣議決定でギャンブル等依存対策推進基本計画が承認された。啓発週間では、令和元年 5 月 14 日にホール業界として依存フォーラムを開催。また、弊協会は 5 月 16 日の第 68 回 PCSA 公開経営勉強会で認定 NPO 法人ワンダーポート 理事・施設長の中村努様が講演する。また、政府ギャンブル等依存症対策推進関係者会議では様々な議論があり、第 3 回まで議事録が公開されている。非常に興味深いので一読をお勧めする。また、認定特定非営利活動法人リカバリーサポート・ネットワーク（以降 RSN）への 21 世紀会からの出向社員は今年の 5 月で終了。その後の出向社員、費用は各企業負担でお知らせが今後出る予定。また、RSN の電話相談が 21 時 30 分まで時間が変更された。この変更に伴う新ポスターは後日情報を提供するとのこと。

3) 発刊第 6 号 中古移動及び認定申請に係る別記様式の年表記について

本件について事務局より説明がされた。平成 31 年 3 月 25 日に開催された中古機流通協議会において、改元以降の年表記について協議の結果、行政が発行する書類の年表表記が和暦であることから「中古遊技機流通健全化要綱」「中古遊技機取扱業務実施要領」「遊技機の認定申請に関わる業務の実施要領」で定めた別記様式の年表記は和暦で統一して運用することが承認され対応いただきたいとの連絡があった。要は、5 月 1 日より和暦である「令和」表記で統一運用、他は何も変わっていないという事。部会では、店舗や本部担当者に対する注意が喚起された。

4) 前市長に 4.5 億円請求 国分寺市に命じる パチンコ訴訟和解金

本件について説明がされた。国分寺市の国分寺駅前へのパチンコ店の出店を妨害したとして、同市が静岡県企業などに約 4 億 5 千万円の和解金を支払った問題で、市民 2 人が「過失は前市長にあった」として、星野信夫前市長個人に全額を請求するよう市に求めた訴訟の判決が平成 31 年 4 月 11 日、東京地裁であった。裁判長は訴えを認め、市に、全額を請求するよう命じたという内容の記事を部会で情報共有した。

5) 導入へ動き出した管理遊技機 ホール 5 団体に概要を説明

本件について説明がされた。日本遊技機工業組合（以降、日工組）と日本電動式遊技機工業協同組合（以降、日電協）は、平成 31 年 2 月 14 日よりホール 5 団体に対し、管理遊技機とメダルレス遊技機の使用説明を開始、弊協会への説明会を平成 31 年 3 月 28 日に最後として開催した。

- ①情報センターで管理する確認項目
- ②出玉情報等確認システム
- ③メダルレス遊技機の遊技フロー

説明会では、上記 3 点他について説明、質疑応答も行った。

※詳細は、PCSA アクションレポート 2019 年 3 月 version 法律問題研究部会「4）管理遊技機の説明会について」をご確認下さい。

6) 入替自粛は要請があれば 全日遊連

本件について事務局より説明がされた。今年は天皇陛下大意に伴う国事行事やラグビーワールドカップ、G20 などこれまでであれば遊技機の入替自粛を行ったレベルの行事が相次ぐことから、供給側を含めたホールからも全日本遊技事業協同組合連合会（以降、全日遊連）の動向が注目を集めていた。全日遊連は、平成 31 年 3 月 13 日全国理事会を開催、阿部恭久理事長は、県遊協単位での入替自粛がそれぞれ決議されてい

ることに触れるも、行政からの自粛要請がない事から全日遊連として自粛を取り決める予定はないと述べた。事務局では、前回の法律問題研究部会後に「全日遊連としての自粛要請の予定はなし」と確認をしていたが、今回の全国理事会でどうなるか注目しており、その結果として情報を共有した。部会では、都道府県遊協単位での入替自粛について、期間の長さに注目して情報を共有した。

7) 全日遊連 子ども事故防止に係る取り組みについて

本件について説明がされた。平成 31 年 4 月 10 日、全日遊連より 21 世紀会会員団体に向けて「子どもの事故防止『強化期間』の実施と大型連休に向けた『子どもの事故防止対策の徹底』について」という文書を発出した。内容は、5 月の大型連休を皮切りに 10 月までの半年間及び年末年始を子どもの事故防止「強化期間」とする旨については既に平成 31 年 3 月 19 日に発出済みだが、様々な点からパチンコ業界に対する社会からの関心が高まっている中、掲題の取組みへの更に厳重な姿勢をお願いしたいという事であった。部会では、店舗内アナウンスの発信記録の各社状態や駐車場内巡回の頻度等について情報を共有した。

8) 時代に適した風営法を求める議員連盟 第 3 回 遊技機基準等 PT について

平成 31 年 4 月 12 日に開催された掲題の会合内容について説明された。

<質疑・意見>

- ・「ATM およびデビットカードの撤去を推進」とあるが、国が強制力を持って撤去できるのか？
- ・ATM 導入に当たっては設備投資がかかっているが、撤去に際しては設備投資の補償はするのか？
- ・なぜ ATM の撤去が依存症の解決に資するのか？
- ・今後のキャッシュレス時代やインバウンドを考えると日本円を経由しないで遊技出来るシステムも視野に入れるべき。経済産業省ではキャッシュレスの推進をしているのでこの件についてすり合わせをして欲しい。
- ・広告規制についてもパチンコは他の公営ギャンブルと比較しても突出して厳しいが、それはなぜか？
- ・数理統計学を活用して射幸性が依存症とどの程度因果関係があるのか実証実験をすべき。

部会では、会議の内容を確認し非常にパチンコホール側に立った意見が出ているが実際にはどう変わるのか等の意見が出された。

9) 旧規則機の取り扱いについて

本件について説明がされた。平成 31 年 4 月 19 日開催の全日遊連 全国理事会において、下記内容が決議された。

記

1. 旧規則機の区分について

(1) 改正規則の施行日前に検定・認定の有効期間が満了した遊技機

[A] 比較的射幸性の低い遊技機

[B] 上記の[A]以外の遊技機

(2) 改正規則の施行日後に検定・認定の有効期間が満了する遊技機

[A] すでに検定・認定の有効期間が満了した遊技機

[B] 今後、検定・認定の有効期間が満了する遊技機

2. 旧規則機の取扱いについて

旧規則機の取扱いについては次のとおりとする。

【1】万が一設置していた場合、速やかに撤去する遊技機

⇒旧規則機の区分(1)の[B]及び(2)の[A]

【2】検定・認定の有効期間が満了するまでに撤去する遊技機

⇒旧規則機の区分(2)の[B]

【3】本年 12 月 31 日までに撤去する遊技機

⇒旧規則機の区分(1)の[A]

以上

部員からは、「改正規則の施行日前に検定をして認定の有効期間が満了した「比較的射幸性の低い遊技機」を令和元年 12 月 31 日までに撤去するよというのがポイント」と指摘された。

10) ファン感謝デーについて

本件について説明がされた。県遊協主催の行事「ファン感謝デー」に非組合店舗が参加する際に係る費用について、各社、各都道府県遊協とで比較、検討した。景品表示法によって、共同懸賞では参加自体は拒否できないが、経費は合理性があれば問題ない為、費用の内訳を確認すべきと指示が下された。

11) パチンコ六法全書 閉店補償と確変残し風適法での位置づけ 三堀 清弁護士

本件について説明がされた。閉店補償でポイントになるのはお客様にも風適法を遵守していただかないといけない点、閉店時にお客様が遊技している遊技機が確変状態に入っていたとしても、出玉を獲得する権利は有していないため、閉店補償自体はパチンコホール側のサービスと捉えられる。ではホールの閉店補償は「遊技の結果として表示された遊技球等の数量に対応する金額と等価の物品」よりも多い価額の景品を取得することになり「等価性の基準（等価交換規制）」に抵触、風適法違反となる。一方、遊技機の故障などで確変中に遊技が継続できない場合、ホール側の「遊技契約を締結したユーザーに適法で正常に動作する遊技機を提供する義務」があるため、ホール側の債務不履行となり損害賠償責任を負うことになる。従ってこの場合の出玉補償は「しななければならない」もので営業上のサービスにはあたらない。また、確変残しは風適法に抵触しないものの各都道府県の風適法施行条例で禁止される「著しく射幸心をそそる行為」に該当する可能性を考慮しないとけない。部会では、各都道府県での確変残しの事例に関して情報を共有した。

12) パチンコホール広告宣伝 ツールについて

掲題に関して、風営法対策だけでなく依存問題対策も盛り込んだ新たな提案書が起案され説明された。既存の風営法だけでなく IR 対策として必要最小限の広告宣伝を求める都道府県も出てきている。広告宣伝は国民や消費者に何かを伝える手段として非常に重要であり、過剰な広告宣伝や、必要最小限過ぎる広告宣伝ではなく、バランスの取れた広告宣伝が望ましい。その為にもソフトロー的な対応であり得る広告宣伝を考えて行きたい。具体的には、定期的な広告宣伝のレポート作成、各都道府県の広告宣伝規制情報の集積（ホームページ）が提案された。対外的には原則非公開で部会での共有という事で承認された。なお、依存問題対策プロジェクトチームでは既に同内容で承認されている。

13) 次回開催

開催日：令和元年 5 月 25 日（土）

時間：午後 1 時～午後 4 時

開催場所：TKP 上野駅前ビジネスセンター 7A （7 階）

以上